平成30年４月から

国民健康保険制度が変わります。

平成30年４月から、県も財政運営の責任主体として、市町村とともに国民健康保険（国保）を運営します。市町村ごとに運営していた国保財政が県単位となることで、財政規模の拡大が図られ、急激な医療費の上昇による保険料の増加リスクが軽減されます。また、将来的には県内加入者の保険料水準の統一をめざします。

●国保加入者への影響は？

- **平成30年10月から保険証に「長野県」が表記されます。**

※それまでの間は、現在の保険証をお使いいただけます。

- **県内の引越しであれば、高額療養費の回数カウントが引き継がれます。**

【これまでどおりの内容】

○国保の加入、脱退などの手続き、高額療養費の申請などは、市の窓口で行います。

○特定健診・特定保健指導、人間ドック補助金は、市で行います。

○保険税の税率の設定、課税・徴収は、市で行います。

市町村ごとに保険料額がバラバラなのを ⇒ **将来的に、**県内なら同じ保険料額になるようにする。

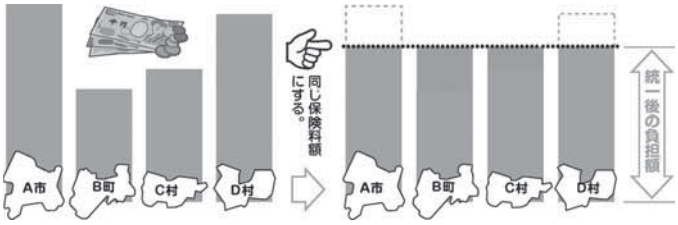

●小諸市の保険税率はどうなるの？

平成30年度の税率は、平成29年度の税率から変更する予定はありません。

※あくまでも、現時点（３/１現在）での判断であるため、今後変更になる可能性もあります。保険料の改定をする場合は、その旨の説明資料を納税通知書に同封しお知らせします。

●その他の改正

- 入院時の食事代を、１食あたり360円から460円に引上げ。【平成30年４月～】※住民税非課税世帯の方は変更ありません。
- 療養病床に入院したときの居住費を、「医療の必要性の高い方（医療区分Ⅱ、Ⅲの方）（指定難病の方以外）」は、１日あたり200円から370円に引上げ。【平成30年４月～】
- 70歳以上の方の高額療養費で、所得区分が「一般」の方は、外来の月額限度額が14,000円から18,000円に引上げ。【平成30年８月～】
- 70歳以上の方の高額療養費、高額介護合算療養費で、所得区分が「現役並み」の方は、３区分に細分化されます。【平成30年８月～】
- 保険税の賦課限度額で、医療分が54万円から58万円に引上げ。【平成30年度～】
- 所得に応じた軽減制度で、軽減判定に用いる所得額を引上げ。【平成30年度～】

５割軽減：世帯主と加入者の前年の所得合計額が、33万円＋27.5（27）万円×加入者数　以下

２割軽減：世帯主と加入者の前年の所得合計額が、33万円＋50（49）万円×加入者数　以下

●国保加入、脱退のお手続きにあたって

昨年11月から、マイナンバー制度が本格運用となりました。国保加入・脱退手続きの際に添付していた社会保険の「離脱証明書」・「保険証のコピー」に代わり、マイナンバーによる情報照会による確認が可能となりました。しかし、手続きの時点で、マイナンバーによる照会では確認できない場合がありますので、その際は「離脱証明書」・「保険証のコピー」のご用意をお願いします。